

国際バルク戦略港湾選定の手順

注)本文書における「対象ユーザー」とは、各港に立地・操業する以下のような企業をいう(目標年次2020年までに新たに立地・操業することが確実に見込まれるものを含む。)

◇穀物:商社・サイロ会社・飼料製造会社・植物油製造会社等トウモロコシ・大豆輸入関連企業

◇鉄鉱石:鉄鋼メーカー等鉄鉱石輸入関連企業

◇石炭:石炭火力発電所・セメント製造会社・化学品製造会社等石炭輸入関連企業

1. 国際バルク戦略港湾の公募の手順

(1) 国際バルク戦略港湾の目指すべき姿及び国際バルク戦略港湾選定のための基準の提示

国際バルク戦略港湾検討委員会(以下、「委員会」という。)は、資源、エネルギー、食糧輸入に係る基本認識を踏まえ、国際バルク戦略港湾の目的、実現のための方策等の基本的な考え方を述べた「国際バルク戦略港湾の目指すべき姿」を提示する。

併せて、委員会は、「国際バルク戦略港湾の目指すべき姿」を踏まえ、物流コスト削減効果等各品目で共通の評価に関する事項及び品目毎に実施される施策の評価に関する事項からなる「国際バルク戦略港湾選定基準」(以下、「選定基準」という。)を提示する。

(2) 応募の方法

委員会は、国際バルク戦略港湾を選定するため、港湾管理者に対し、「国際バルク戦略港湾の目指すべき姿」を踏まえた国際バルク戦略港湾の計画の提案を募集する。

応募者は、国際バルク戦略港湾の選定に向けた計画書(目論見)(以下、「計画書(目論見)」という。)を作成し、主な対象ユーザーとも合意した上で、委員会に提出する。

(3) 応募者の評価

応募者は、委員会において、提出した計画書(目論見)の内容に関するプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションには、主な対象ユーザーも同席することとし、連携する港湾の港湾管理者の同席も可能とする。

委員会は、港湾管理者の計画書(目論見)の内容について、選定基準との適合性、優位性、具体性、実現性等の観点から評価し、応募者に意見を送付する。その際、応募内容の変更を伴う意見もあり得る。

応募者は、委員会からの意見を受け、国際バルク戦略港湾の選定に向けた計画書(以下、「計画書」という。)を作成し、委員会において再度計画書の内容に関するプレゼンテーションを行う。再プレゼンテーションにも、主な対象ユーザーも同席することとし、連携する港湾の港湾管理者の同席も可能とする。

委員会は、応募者の計画書の内容について、選定基準との適合性、優位性、具体性、実現性等の観点から評価する。

2. 国際バルク戦略港湾の選定等

(1) 国際バルク戦略港湾の選定

委員会は、国際バルク戦略港湾選定案を作成し、国土交通大臣に提出する。国土交通大臣は、「国土交通省成長戦略会議」の意見を踏まえ、国際バルク戦略港湾を決定する。

国際バルク戦略港湾の選定を受けた応募者は、計画書に基づく施策を実施し、国は所要の支援措置を行う。

(2) 国際バルク戦略港湾政策のモニタリング

委員会は、目標年次である2020年までの10年間につき、国際バルク貨物を取り巻く状況や、選定された国際バルク戦略港湾に関する施策の展開状況、物流コストの削減状況、輸送サービスの向上の状況等について施策の成果を検証するとともに、所要の政策上の措置をとるものとする。

3. 想定スケジュール

平成22年6月1日:公募

平成22年6月7日:港湾管理者等への説明会

平成22年8月3日:締め切り

平成22年8月以降

{	応募者から提案に関するプレゼンテーション
	委員会から応募者あて意見送付
	再プレゼンテーション

平成22年末頃:国際バルク戦略港湾の選定について委員会意見のとりまとめ、
国際バルク戦略港湾の選定